

日頃より本市土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本事業では、平成20年度から道路築造工事、平成21年度から建物移転を順次開始させていただいております。

施行状況と今後の予定につきましては、見開き2〜3ページの施行箇所図に掲載しております。今年度の主な工事として、小3・4・16東小金井駅東西線の電線共同溝の整備、小3・4・9東小金井駅北口線及び小3・4・16東小金井駅東西線の一部区間の整備等を行っております。

建物移転につきましては、見開き2〜3ページの整備予定に併せて順次地権者の方々と移転に向けた交渉をさせていただく予定です。

整備に伴う通行経路の変更等、皆さまには御不便・御迷惑をお掛けしますが、事業の推進にあたりまして、今までと同様丁寧な説明に努めて参りますので、今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

区画整理が進んできました
進捗状況について

東小金井駅北口の
まちづくり

第 53 号
令和 7 年 1 月
発行 小金井市
編集 都市整備部 区画整理課
小金井市 梶野町 5-3-37
電話 042)388-0771
FAX 042)388-1513



前述のとおり、平成20年度から工事の着手をさせていただいているところですが、今後必要な移転・工事に要する期間を考慮すると、令和8年度までとしていた事業期間を令和16年度(工事等は令和12年度完成予定)まで延伸する必要があります。令和6年10月16日付けで、左記のとおり事業計画の変更を行いました。

記

・事業施行期間
平成12年2月1日から
令和17年3月31日まで

・事業計画変更の内容
事業期間の延伸および資金計画の変更



街並みが変わりつつあります

令和5年度に小3・4・8新小金井久留米線と梶野町一丁目の道路整備工事及び東側街区(19・21街区)の整地工事を行い、街並みが変わってきました。

小3・4・8新小金井久留米線は、一部未整備部分の車道及び歩道の整備を行い、歩行者等も安全に通行できるようになりました。

また、小3・4・8新小金井久留米線より東側地区の整備により、曲がりくねった道路や車両のすれ違いができなかった道路が解消され、安全で快適な道路に生まれ変わりました。

今後は、無電柱化工事や歩道の整備(植栽帯など)を進めていきます。



すれ違いができなかった道路を解消



東小金井駅



車道及び歩道を整備



曲がりくねった道路を解消

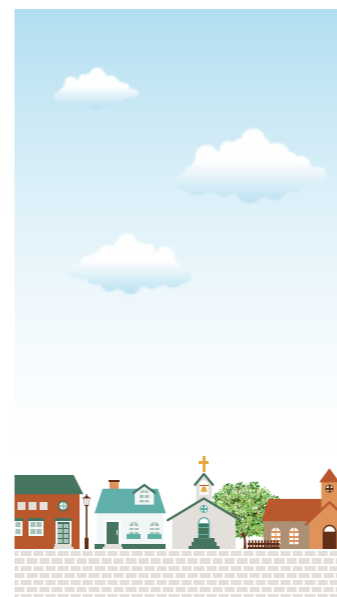


土地区画整理事業区域内の
土地について

土地区画整理事業区域内での土地の売買につきましては、土地区画整理法上の制限はありませんので、自由に売買することが可能です。

なお、土地区画整理事業中であるため、その土地には、建築物等の移転、建築の制限、清算金等の権利義務が発生します。後々のトラブル防止のために、売買の際は、売主と買主の間で、これらの権利義務の取扱いについては、あらかじめ協議をさせていただきようお願いいたします。

なお、売買等で土地所有者や連絡先等に変更があった際は、区画整理課まで御連絡くださいますようお願いいたします。



土地区画整理審議会を
開催しました

土地区画整理審議会を区画整理課事務所2階会議室において左記のとおり開催しました。

記

- ・令和5年度第2回土地区画整理審議会
日時 令和6年2月15日(木)午前10時30分
から
- ・令和6年度第1回土地区画整理審議会
日時 令和6年5月23日(木)午前10時00分
から
- 内容 ①令和6年度の事業概要について
- ・仮換地指定(第35回)については審議会から異議のない旨の答申をいただきました。

